

平成 25 年度第 2 回  
鳥獣保護管理のあり方検討小委員会

長野県林務部森林づくり推進課  
野生鳥獣対策室説明資料

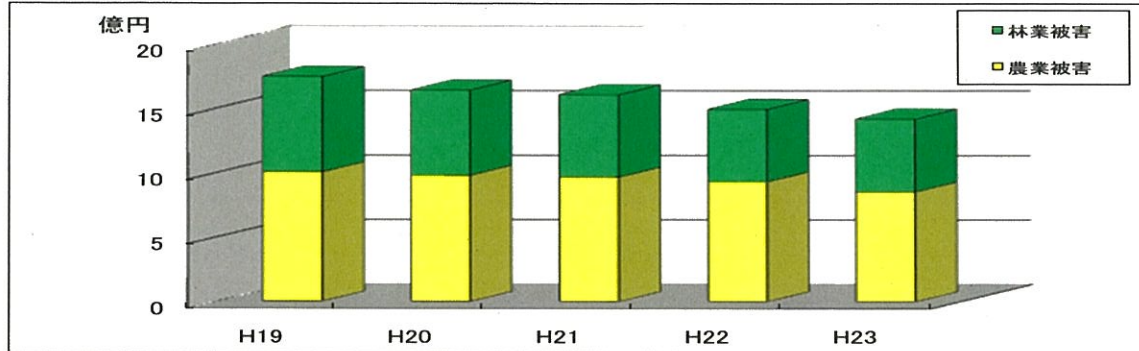
# 目 次

1	長野県における農林業被害状況	1
2	長野県における野生鳥獣捕獲状況	2
3	特定鳥獣保護管理計画の実施状況	3
4	特定鳥獣保護管理計画の概要	4～13
	・カモシカ 4～5	
	・ニホンジカ 6	
	・ツキノワグマ 7～8	
	・ニホンザル 9～11	
	・イノシシ 12～13	
5	ニホンジカ捕獲強化に向けた取組と効果	14～17
6	部局を越えた横断的な取組	18～22
	・長野県野生鳥獣被害対策基本方針 18～19	
	・実施体制 20	
	・H25 取組方針 21	
	・H25 関連事業予算 22	
7	課題と現状の対応策	23～26
	・野生鳥獣被害対策推進における課題と現状の対応策 23	
	・今後の捕獲体制の課題 24	
	・H26 国の施策並びに予算に対する提案・要望 25～26	

# 長野県における農林業被害状況について

## 【被害の状況】

- 野生鳥獣の農林業被害はここ数年、年間14～17億円で推移し、微減傾向にある。
- 平成23年度の被害額は14億2千万円、対前年95.1%と被害は微減。
- 農業被害額は減少したが、林業被害額は横ばいであり、両被害額依然として大きい状況にある。

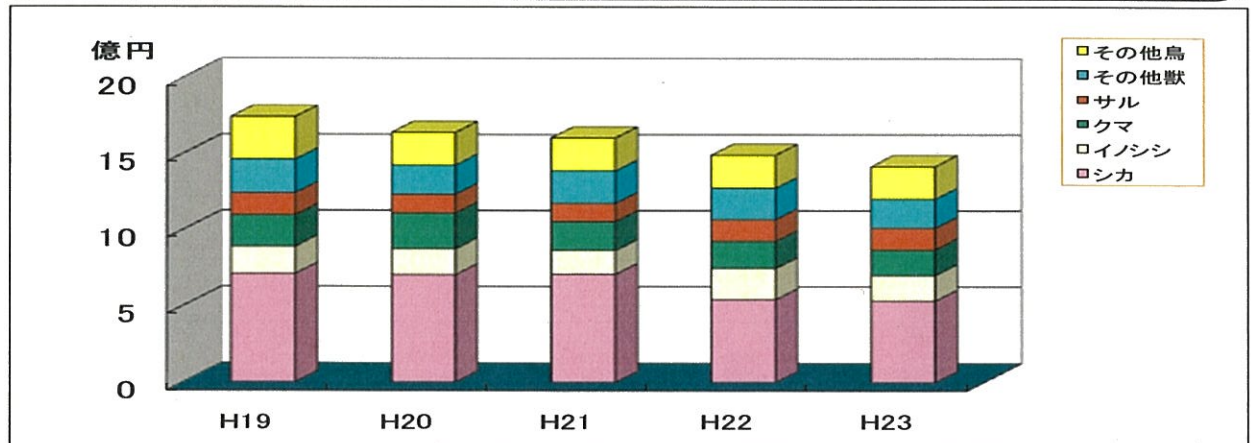


(単位:千円)

	H19	H20	H21	H22	H23	対前年比
農業被害	1,004,949	980,043	967,104	931,166	852,900	91.6%
林業被害	737,819	659,261	637,163	559,960	564,780	100.9%
計	1,742,768	1,639,304	1,604,267	1,491,126	1,417,680	95.1%

## 【加害鳥獣の状況】

- ニホンジカの被害は、平成23年度は減少したが、農林業被害全体の38%を占めている。
- イノシシの被害は、農業被害が主で、平成23年度は減少し、農林業被害全体の12%を占めている。
- ツキノワグマの被害は、林業被害が主で、平成23年度は減少し、農林業被害全体の12%を占めている。
- ニホンザルの被害は、平成23年度は減少し、農林業被害全体の10%を占めている。
- その他獣・鳥類の被害は、平成23年度は、ほぼ横ばいである。



(単位:千円、( )内数値は構成比)

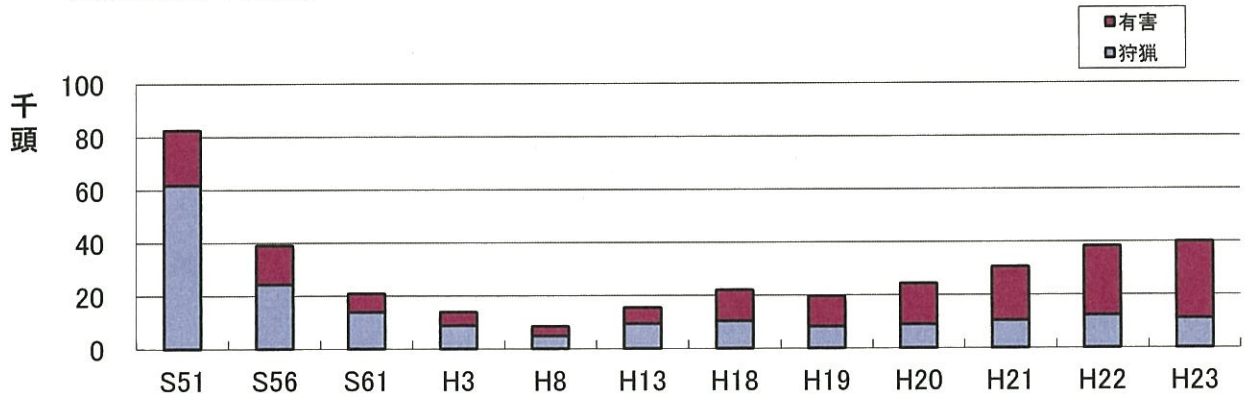
	シカ	イノシシ	クマ	サル	その他獣類	その他鳥類	計
H22	543,345 (35%)	206,690 (13%)	176,417 (11%)	142,199 (9%)	207,440 (13%)	215,035 (13%)	1,491,125
H23	534,810 (38%)	169,361 (12%)	168,465 (12%)	140,382 (10%)	191,682 (14%)	212,979 (15%)	1,417,680
対前年比	98.4%	81.9%	95.5%	98.7%	92.4%	99.0%	95.1%

# 長野県における野生鳥獣捕獲状況について

## 【捕獲の状況】

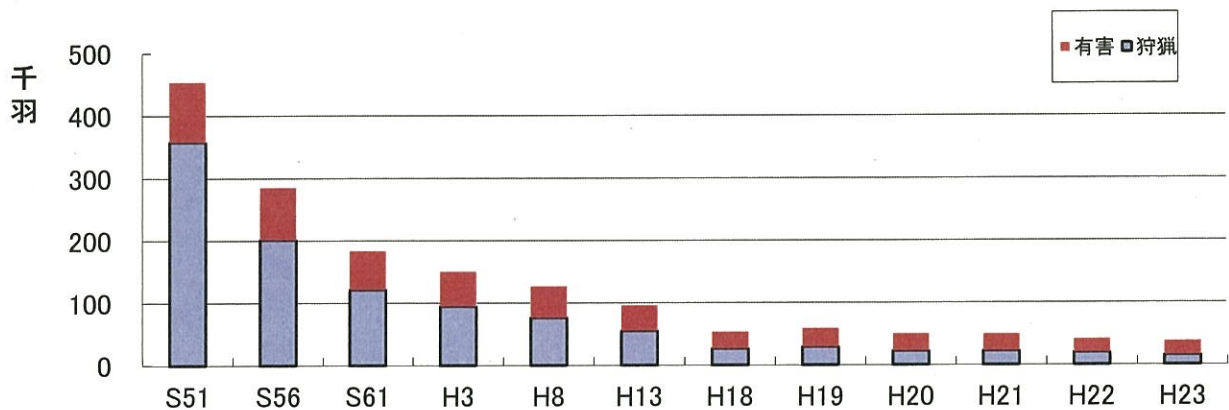
- 平成 23 年度の獣類の捕獲数は 39,960 頭で、うち 68%(27,167 頭)がニホンジカである。
- 狩猟と有害の割合は、3 : 7 で有害捕獲が多くなっている。
- 昭和 51 年度以降、獣類、鳥類ともに減少しているが、ここ数年農林業被害の増加に伴い、有害捕獲による獣類が増加している。

## 【獣類捕獲の推移】



	S51	S56	S61	H3	H8	H13	H18	H19	H20	H21	H22	H23
シカ	246	341	490	1,002	1,647	6,072	9,254	10,406	14,674	18,708	20,520	27,167
サル	10	51	363	689	1,012	1,515	1,523	1,308	1,274	1,377	2,051	1,450
クマ	226	301	246	159	146	181	580	196	178	150	453	166
カモシカ		244	540	678	682	561	415	377	359	339	341	293
イノシシ	1073	699	669	991	1,912	4,887	7,880	4,617	4,927	6,508	10,370	6,475
ノウサギ	73768	31594	13,285	7,643	1,961	770	229	309	175	237	136	67
その他	7174	5821	5,290	2,710	999	1,459	2,089	2,365	2,780	3,214	4,375	4,342
計	82,497	39,051	20,883	13,872	8,359	15,445	21,970	19,578	24,367	30,533	38,246	39,960

## 【鳥類捕獲の推移】



	S51	S56	S61	H3	H8	H13	H18	H19	H20	H21	H22	H23
スズメ類	235,971	139,521	74,082	52,226	48,837	34,996	14,946	15,338	14,335	13,699	9,088	8,484
カラス類	13,904	11,835	10,881	18,278	14,648	13,533	9,229	11,693	10,772	11,785	10,591	9,503
キジバト	77,283	48,078	32,783	28,605	18,751	11,186	4,740	6,721	5,668	5,041	4,506	4,001
ドバト	950	4,223	4,228	4,905	3,856	3,865	2,604	2,248	1,849	1,997	1,352	1,645
カモ類	9,629	10,575	12,025	12,941	8,852	8,013	4,353	5,564	3,880	3,835	3,496	4,020
キジ	47,556	22,309	16,504	14,509	10,626	6,384	3,881	3,268	2,873	2,896	2,742	2,192
ヤマドリ	25,623	11,110	6,780	6,068	3,800	2,727	2,279	1,243	1,365	1,162	1,406	717
その他	43,069	37,124	15,859	12,675	17,357	15,320	11,396	12,716	9,410	9,118	8,292	7,486
計	453,985	284,775	173,142	150,207	126,727	96,024	53,428	58,791	50,152	49,533	41,473	38,048

# 特定鳥獣保護管理計画の実施状況

## 1 特定鳥獣保護管理計画の概要

### (1) 根拠法令

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 第7条

### (2) 背景

ア、農林業被害の拡大や生態系の攪乱

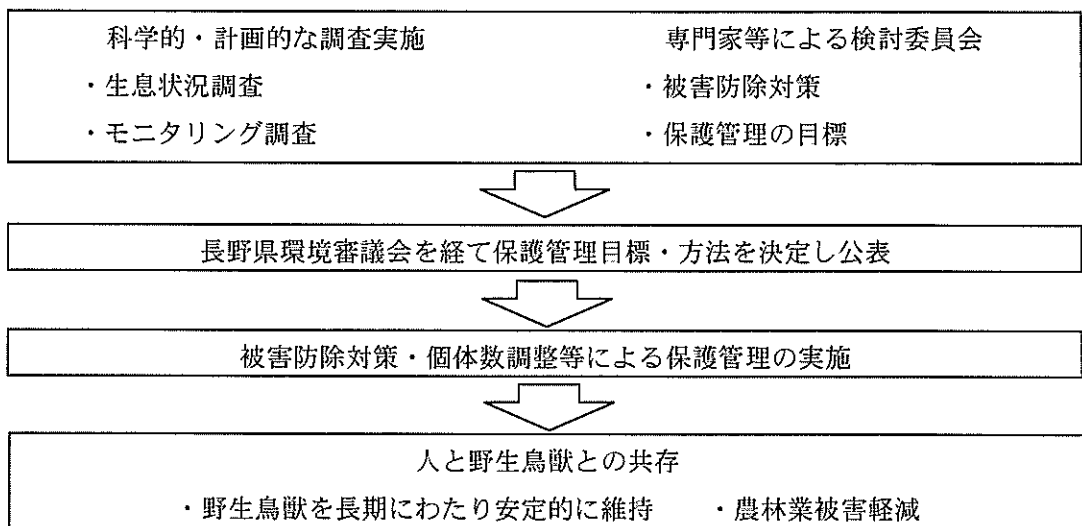
⇒ カモシカ、ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ

イ、地域的な現象の恐れ ⇒ ツキノワグマ

### (3) 目的

個体数が著しく増加又は減少している鳥獣について、その地域個体群を長期にわたって安定的に維持するとともに、被害を軽減する。

### (4) 概要



### (6) 効果

- 科学的かつ計画的に地域個体群の維持を図ることができる。
- 県が主体となって、より効果的な対策を実施を図ることができる。

## 2 特定計画の全体計画

	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
カモシカ							△◎	▲			△	◎		◆		△	◎			
ニホンジカ					△	△	△	◎		▲			◎		◆	◆	△	◎	◆	
ツキノワグマ	△	○					△	◎	▲	▲	▲	△	△◎					△	◎	
ニホンザル				△	△	○			△	◎				◆	△	◎			△	△
イノシシ																△◎				△◎

※ △生息状況調査    ○県独自計画    ◎特定鳥獣保護管理計画    ▲追加調査    ◆変更

カモシカ	第1期：H12～H16	第2期：H17～H21	第3期：H22～H26
ニホンジカ	第1期：H13～H17	第2期：H18～H22	第3期：H23～H27
ツキノワグマ	県独自：H7～H12	第1期：H13～H17	第2期：H18～H22
ニホンザル	県独自：H11～H14	第1期：H15～H20	第2期：H21～H25
イノシシ	第1期：H21～H25		

# 第3期特定鳥獣保護管理計画（カモシカ）概要

## 1 計画の目的

特定鳥獣保護管理計画（カモシカ）（以下「特定計画」という。）の目的は、科学的・計画的な保護管理により、地域個体群を安定的に維持しつつ、農林業被害等の軽減を図ることとする。

## 2 計画の期間

平成22年8月1日から平成27年3月31日まで

## 3 対象地域

長野県全域（7地域個体群）

## 4 カモシカの現状

### (1) 生息状況

#### (ア) 生息分布

平成21年の生息面積は、平成12年に比較して微増の状況にある。

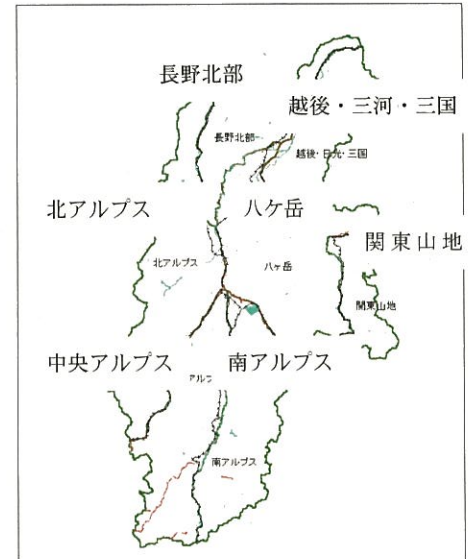
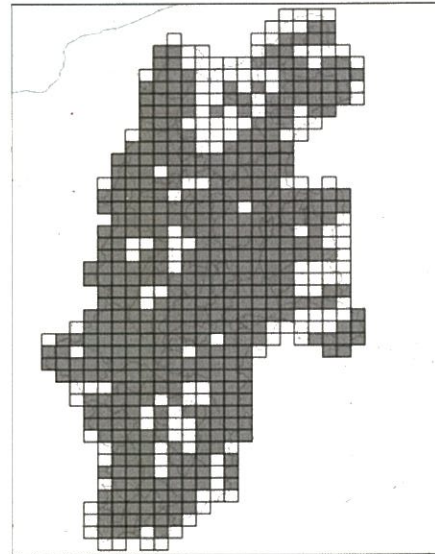
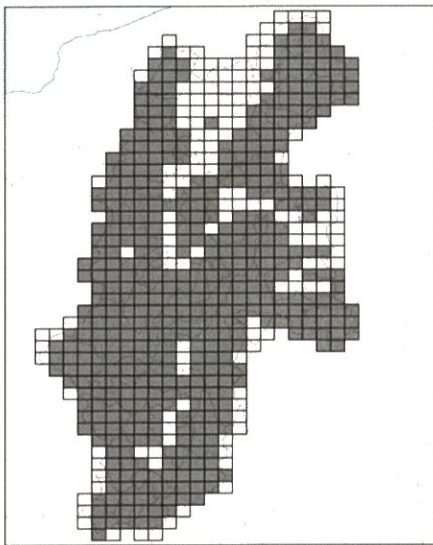


図1 カモシカの地域個体群



#### (イ) 生息個体数

長野県内のカモシカ推定生息個体数については、地域個体群ごとに生息分布に生息密度を乗じて求めた。（表1-3）

表1-3 長野県内の推定生息個体数

調査実施年	昭和52～53	平成12年	平成21年
推定個体数	14,000頭	9,340±1,630頭	11,997±3,970頭

## 5 保護管理の方法

### (1) 捕獲以外の被害防除対策

カモシカは種指定の国の特別天然記念物であることから、捕獲以外の被害防除を優先するよう努めることとし、県、市町村においては、そのための施策の実行に努める。

### (2) 個体数調整による捕獲対策

ア 被害地、あるいは被害を受ける可能性が極めて高い場所を特定し、そこで捕獲を行

う。

イ 保護管理の基本方針である「地域個体群を安定的に維持」することを前提条件とし、モニタリングにより確認しつつ行う。

ウ 個体数調整のための地域区分

個体数調整のための地域区分の考え方は下表のとおり。

地域の名称	各地域の位置付け	設定の基準
カモシカ保護地域	三庁合意に基づき設定され、カモシカの捕獲が認められない地域（傷病等で保護する場合がある）	三庁合意に基づくカモシカ保護地域
防御地域	地域個体群の安定的な維持のため保護を主体として、被害防除対策に取り組む地域。	鳥獣保護区特別保護地区、国立・国定公園の特別保護地区及び中央アルプス県立自然公園の駒ヶ岳特別地域
管理地域	カモシカ保護地域及び防御地域以外の地域であって、農林業被害防除のため、捕獲実施団地を設定して必要最小限の個体数調整が実施可能な地域	カモシカ保護地域及び防御地域以外の地域

### （3）年次計画における捕獲計画の策定手順

ア 保護地域以外で、被害が発生している地域を明確にする。

イ 被害位置や捕獲以外の対策等の情報を図化する。

ウ サンプル調査等により被害状況を把握する。

エ 50～100ha程度の区域（捕獲実施団地）を設定する。

オ 捕獲実施団地では、原則として1～4頭の間で捕獲数を設定する

## 6 モニタリングの実施

科学的・計画的な保護管理を進めるため、県と捕獲実施市町村は協力してモニタリングを行うこととする。

- ・長期モニタリング（5年に1回）……分布状況調査、生息密度調査、その他
- ・短期モニタリング（毎年）……被害状況調査、捕獲個体調査（年齢、妊娠状況等）

## 7 特定計画の実施体制

### （1）行政の役割

ア 県の役割

- ・特定計画の策定、県全体の年次計画を策定、モニタリングの実施

イ 地方保護管理対策協議会の役割

- ・市町村ごとの年次計画の検討を行い、効果的な対策がとれるよう関係者間の連絡調整を図る。

ウ 県現地機関の役割

- ・市町村及び集落に対し、年次計画設定や具体的な被害対策等に関する助言

エ 市町村の役割

- ・特定計画に則した年次計画の作成・実行
- ・集落住民等関係者と協働で具体的な被害対策等を実施する。

### （2）行政以外の役割

農林業者は、被害を発生させないための防除対策、生息環境整備に努めるとともに、狩猟者、農林業関係団体、大学、NPO等、及び県民は、それぞれの立場で保護管理に協力する。

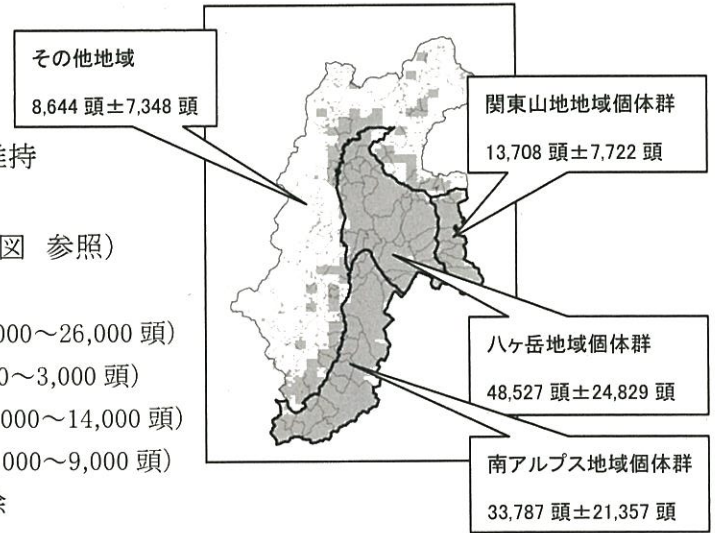
# 第3期特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）概要

## 1 第3期特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）の概要

### (1) 基本目標等

- 計画期間：平成23年4月1日から平成28年3月31日
- 対象地域：県下全域
- 保護管理の基本目標
  - ① 農林業被害の軽減
  - ② 自然環境への影響の軽減
  - ③ 個体数の削減・地域個体群の安定的な維持
- 推定生息頭数 約105,000頭  
(地域個体群別生息頭数：図参照)

図 地位個体群ごとの生息頭数



### (2) 捕獲目標

- 県全体 年間 25,000～35,000 頭(うちメス 18,000～26,000 頭)
- ・関東山地 年間 3,000～4,000 頭(うちメス 2,000～3,000 頭)
- ・八ヶ岳 年間 11,000～19,000 頭(うちメス 8,000～14,000 頭)
- ・南アルプス 年間 9,000～12,000 頭(うちメス 6,000～9,000 頭)
- ・その他の地域 目標を定めず可能な限り排除

## 2 第3期計画の実施方法

### (1) 個体数調整（許可捕獲）

- ① 地方事務所別、市町村別の捕獲目標の設定（年次計画の策定）
- ② メスジカ捕獲報奨金を拡充
- ③ 効果的な捕獲方法の促進（くくりわな）

### (2) 狩猟

特定鳥獣保護管理計画策定により、狩猟規制を緩和し、特にメスジカが捕獲されるよう狩猟を

進めてきたが、H24の狩猟期より、1日当たりのオスの捕獲頭数を制限なしに緩和

#### 【平成24年度狩猟規制緩和の内容】

区分	第1期保護管理計画	第2期保護管理計画	第3期保護管理計画
期間	平成13～17年度	平成18～22年度	平成23～27年度
推定生息頭数	約31,500頭	約62,000頭	約105,000頭
捕獲目標	6,700頭/年 関東山地 700頭 八ヶ岳 2,000頭 南アルプス 4,000頭	8,300頭/年 関東山地・八ヶ岳 3,800頭 南アルプス 4,500頭	25,000～35,000頭/年 関東山地 3,000～4,000頭 八ヶ岳 11,000～19,000頭 南アルプス 9,000～12,000頭
狩猟規制緩和（当初）	・メス捕獲禁止の解除 ・1日当たりの捕獲制限 『メス2頭(又はオス1頭、メス1頭)まで』	・メス捕獲禁止の解除(継続) ・1日当たりの捕獲制限(継続) 『メス制限なし、オス1頭まで』	・1日当たりの捕獲制限(継続) 『メス制限なし、オス1頭まで』 ・狩猟期間延長(継続) ・くくりわなの径の規制解除(継続)
狩猟規制緩和（変更）		・H20：狩猟期間の延長 (わな捕獲に限り3月15日まで) ・H21：くくりわな径の規制解除 (12月15日～3月15日まで直径12cm以上も使用可能)	・H24：1日当たりの捕獲制限緩和 (オス1頭の制限を解除して、制限なしとする。)



# 第3期特定鳥獣保護管理計画（ツキノワグマ）概要

## 1 ツキノワグマ生息数の動向

目撃情報、痕跡情報、被害状況などによると、本県では、ほとんどの地域でツキノワグマの生息分布が確認されている。

平成23（2011）年の生息状況調査の結果や目撃情報等により、県下全体のツキノワグマの生息数については、1,919～7,348頭（中央値3,624頭）と推定され、平成18（2006）年と比べてみると、県全体的には、安定している状況にある。

図1 地域個体群区分

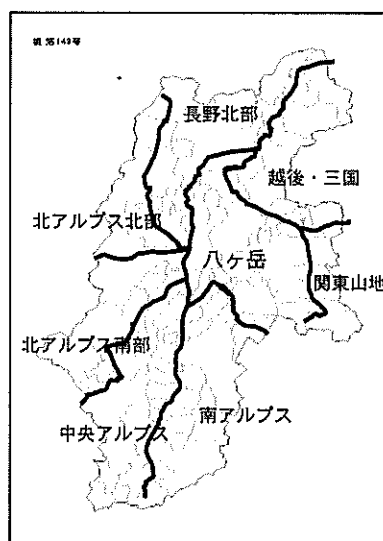


表1 ツキノワグマ推定生息数（中央値）

個体群	平成18年	平成23年
長野北部	335	575
越後・三国	671	779
北アルプス北部	396	742
関東山地	149	199
北アルプス南部	526	554
中央アルプス	496	628
南アルプス	146	100
八ヶ岳	51	47
合計	2,771 (1,900～3,700)	3,624 (1,919～7,348)

## 2 第2期特定鳥獣保護管理計画（H19～H23年度）に基づく取り組み

### (1) 個体数管理の方法

- ① 捕獲上限数：前年度までの捕獲状況や農林業被害等の状況をみながら、年間概ね150頭
- ② 個体数管理の期間：狩猟期間開始の11月15日から翌年の11月14日
- ③ 八ヶ岳地域個体群：ハンターへ狩猟の自粛要請

### (2) 第2期計画実施状況

平成22年度の異常出沒の年度を除き、概ね捕獲上限数に近い捕殺数に抑えているが、人身被害の回避等のために、やむを得ず捕殺を実施している。

表2 捕獲上限数及び捕殺数等の状況

年度	管理期間	捕獲		捕殺数		捕殺数 残 (A-B)	放獣数
		上限数 (A)	狩猟	許可捕獲	計 (B)		
H20 (2008)	H19.11～H20.11	156	42	119	161	-5	32
H21 (2009)	H20.11～H21.11	155	59	113	172	-17	57
H22 (2010)	H21.11～H22.11	152	37	353	390	-238	68
H23 (2011)	H22.11～H23.11	117	32	123	155	-38	65

\* H19年度は、個体数管理の始期を4月から11月へ移行したために捕獲上限値を定めていない。

\* H23年度は速報値。

### 3 第3期特定鳥獣保護管理計画（H24～H28年度）の策定

#### （1）基本目標

- ◆ 人とツキノワグマとの棲み分けによる共存
- ◆ 人身被害・農林業被害などの被害防止対策を積極的に推進し、人の生活圏に誘引しない
- ◆ 人の生活圏への出没が抑制できない個体については、捕獲を実施し、それ以外の個体については、放獣を行う



放獣作業の状況

#### （2）主な変更点

- ◆ 推定生息数による年間捕獲上限値の見直し
- ◆ 豪雪地帯における特例により「春グマ猟」の実施
- ◆ 林業被害軽減のための捕獲対策の実施及び対策効果の検証

#### （3）実行体制と普及啓発

- ◆ 特定鳥獣保護管理検討委員会で捕獲上限数を設定
- ◆ クマ対策員の活用
  - ・ 人身被害の回避及び農林業被害の軽減を図るため、市町村と連携しつつ、県下4ブロックに配置するクマ対策員の有効な活用を図り、被害防除対策の指導を行う
  - ・ 人身被害の発生や集落内への出没など、出没要因の特定や緊急対策の実施などについて、クマ対策員の活用を図る
- ◆ 移動放獣（学習放獣）の普及

## 第2期特定鳥獣保護管理計画（ニホンザル）概要

### 1 計画策定の目的

- ・ ニホンザルと人との緊張感あるすみ分け
- ・ 地域個体群の安定的な維持
- ・ 農林業被害の軽減

### 2 計画の期間

第2期 平成21年4月1日～平成26年3月31日（5年間）

### 3 推定生息数等

- ・ 地域個体群 : 11個体群
- ・ 群数 : 約130～190群（1群当たり10～100頭）
- ・ 生息数 : 約7,100～10,300頭

### 4 保護管理計画の基本目標

#### （1）被害防除

- ・ 市町村や被害集落ごとに被害情報や出没情報を図面化し、加害する群れの状況に応じた対策を集落の共通認識の下で実施する。
- ・ 市町村や関係者で組織される地方保護管理対策協議会が、県の野生鳥獣被害対策チーム・同支援チームと協力し、組織的な防除対策を推進する。

#### （2）個体群管理

- ・ 加害する群れの状況に応じた捕獲等の個体群管理を推進する。
- ・ 個体数の増加によって分裂するおそれがある群れについては、捕獲による規模縮小も検討する。

#### （3）生息環境の整備

- ・ 農地周辺の森林において、除間伐や、藪、雑草の刈払いを実施し、見通しを良くすることで、サルが出没しにくい環境づくりを推進する。
- ・ 野菜や果実の取り残しや、廃棄果実の放置の禁止、生ゴミの適正な処理等を徹底し、サルが利用しにくい環境への改善を推進する。

### 5 計画の実施体制

- ・ 県、市町村、農林業者、猟友会、農林業団体、集落住民等県民がそれぞれの役割を分担して、保護管理計画実行に協同で取り組む。

## 6 加害レベルに応じた被害対策

(例)【平野部の集落】

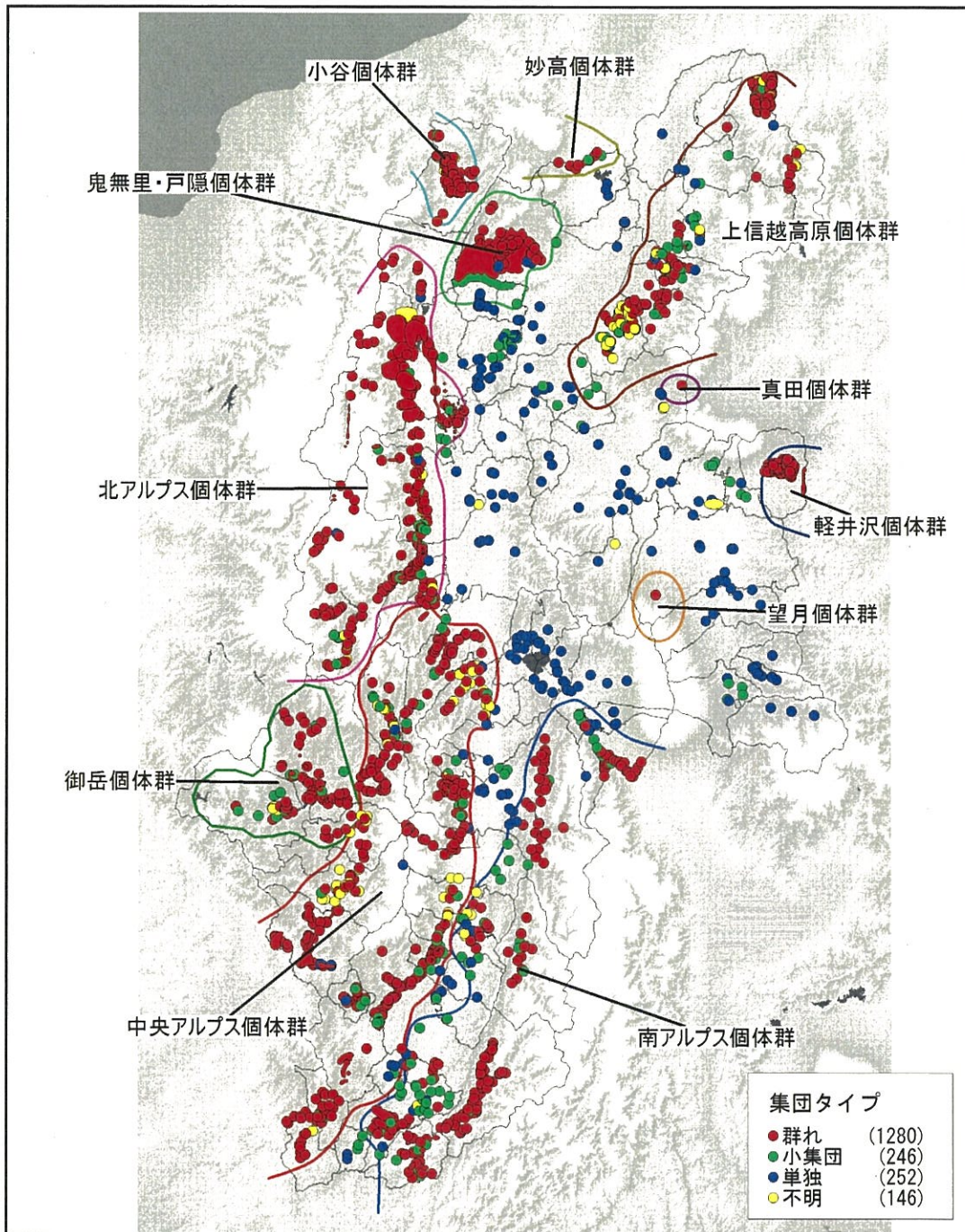
### ○ 加害レベル判定基準

	出没場所	人に対する反応	被害等の状況
レベル1	○今まで見かけることがなかった林縁部で群れ全体が頻繁に出没 ○まれに数頭が、収穫後の農地に一時的に出没	○人の姿を見ると逃げる。	○林縁部に自生するカキやクリ ○林縁部のホダ場のシイタケ
レベル2	○季節的に群れ全体が、農地に出没 ○まれに数頭が、人家の庭先にも出没	○人の姿を見ると逃げる。	○林縁部に自生するカキやクリ ○造林木の食害
レベル3	○ほとんど通年、群れ全体が農地に出没 ○群れ全体が、幹線道路を越えて、人家の庭先にまで出没	○人や車を見ても、追い払わない限り逃げない。	○果樹、野菜、稲などの農作物 ○庭先のカキなどの果実
レベル4	○ほとんど通年、群れ全体が農地に出没 ○人家に侵入 ○群れ全体が恒常的に通学路や幹線道路に出没	○人を威嚇する行動を見せる。	○農林作物に甚大な被害 ○人家や商店内の食品や商品を奪う ○人の肩などに乗り、持ち物を奪う。 ○かみつく、ひっかくなど人身被害

### ○ 加害レベルに応じた被害対策

	被害防除	個体の捕獲	生息環境整備
レベル1	○追い払い ○シイタケホダ場は、囲うか人家周辺に移動	—	○林縁部に自生するカキやクリの除去又は早期収穫 ○林縁部の整理 ○廃果の埋設、生ゴミの適正な処理 ○放棄した作物の除去
レベル2	○追い払い ○簡易柵の設置	○加害個体の捕獲	○庭の果樹の除去又は早期収穫 ○屋外の商品の適正管理
レベル3	○複数人による追い払い ○重要な作物や大規模な農地には、恒久柵の設置	○加害個体の捕獲	○庭の果樹の除去又は早期収穫 ○屋外の商品の適正管理
レベル4	○複数人による追い払い ○重要な作物や大規模な農地には、恒久柵の設置	○加害個体の捕獲 ○群れの捕獲も想定	○庭の果樹の除去又は早期収穫 ○屋外の商品の適正管理

○ 長野県のニホンザル分布状況 (H20)



- 地域個体群 11 個体群
- 群数 約 130 ~ 190 群
- 生息数 約 7,100 ~ 10,300 頭



# 第1期特定鳥獣保護管理計画（イノシシ）の概要

## 1 基本目標

- ・ 「被害防除」「捕獲」「生息環境の整備」を集落ぐるみで総合的に進めることにより、イノシシと人との緊張感ある棲み分けを図り、イノシシの地域個体群を安定的に維持しつつ、農林業被害等の軽減を図る。

## 2 進め方

- ・ 長野県野生鳥獣被害対策基本方針(資料1)に基づき、県の野生鳥獣被害対策チームは、集落住民、市町村と連携し「集落ぐるみ」の対策を推進する。
- ・ 被害防除は「被害情報マップ」を作成し、集落の特性に応じた対策を講じる。
- ・ 狩猟を推進し「イノシシと人との緊張感ある棲み分け」を図るため、「狩猟期間の延長」と錯誤捕獲に配慮して時期を限定した「ククリ罾の径の規制の解除」を行う。

3 計画期間 平成21年11月15日～平成26年3月31日

4 対象地域 県下全域

## 5 実施にあたっての主なポイント

### (1) 生息環境整備

- ・ 人里や農地と森林地域との間を明確にし、イノシシを出没しづらくさせるための緩衝帯整備を保護管理の基盤整備として位置づけて推進する。
- ・ 野菜や果実の取り残しや廃棄果実や生ごみの放置は、人馴れを促進させ農林業被害や人身被害の誘因となることから、適切な処理を徹底する。

### (2) 被害防除

- ・ 柵の設置を基本とし、被害情報マップを作成し集落の被害状況や防除の現状を把握したうえで、適正な維持管理を前提に設置する。

### (3) 捕獲

- ・ 繁殖力が非常に高く、数の調整により被害が軽減できるほど捕獲することが困難であることから、加害個体捕獲のための有害捕獲を被害地周辺で実施する。
- ・ イノシシと人との緊張感ある棲み分けを図るため、狩猟期間の延長と錯誤捕獲に配慮して時期を限定したククリ罾の径の規制の解除により狩猟を推進する。
- ・ 今期計画では被害を減少させることに重点を置き、捕獲管理は行わない。

## 6 モニタリング

- ・ 計画の実施状況を評価し効果的な被害対策等に活用するほか、必要に応じて計画等の見直しの検討を行うため、モニタリングを行う。